【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月９日
【中間会計期間】	第４期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	ミガロホールディングス株式会社
【英訳名】	MIGALO HOLDINGS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　中西　聖
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー41階
【電話番号】	03－6302－3011
【事務連絡者氏名】	取締役　　岩瀬　晃二
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー41階
【電話番号】	03－6302－3627
【事務連絡者氏名】	取締役　　岩瀬　晃二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第３期 中間連結会計期間	第４期 中間連結会計期間	第３期
会計期間		自2025年４月１日 至2025年９月30日	自2026年４月１日 至2026年９月30日	自2025年４月１日 至2026年３月31日
売上高	（千円）	29,650,302	26,970,832	57,532,231
経常利益	（千円）	1,749,564	1,040,750	2,347,669
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	（千円）	1,131,007	696,593	1,434,016
中間包括利益又は包括利益	（千円）	1,134,707	715,887	1,464,484
純資産額	（千円）	12,246,119	15,711,381	15,357,651
総資産額	（千円）	51,292,057	61,038,421	57,307,920
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	19.32	10.83	23.44
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	19.06	10.77	23.17
自己資本比率	（%）	23.4	25.3	26.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	5,855,218	△5,973,278	3,800,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	4,716	△86,677	△51,324
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△4,561,144	3,605,843	△662,357
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	8,168,004	7,501,701	9,955,813

（注）１．当社は、中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．2025年６月１日を効力発生日として、普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（2026年４月１日～2026年９月30日）におけるわが国経済は、実質GDPのプラス成長や企業における価格転嫁の進展による経常利益の増益基調、賃上げの浸透による個人消費の緩やかな回復傾向など、一部に足踏みがみられるものの、緩やかな回復基調で推移しております。また、人手不足を背景とした企業における省力化・DX化のためのソフトウエア投資需要も根強く推移しております。一方で、中東情勢の緊迫化を背景としたエネルギー・原材料価格の高止まりやインバウンド需要の下押しなどもあり、依然として先行き不透明感がある状況となっており、金融政策面におきましても、2026年６月に続き、2026年９月に日銀による金融政策の修正が行われ、今後も段階的な利上げが続くと見込まれることから、「金利のある世界」への移行が一段と進んでいる状況にあります。

このような経済環境の中、当社グループは、引き続きAI・DXを基軸とした事業活動の強化と事業再構築及びサービス展開拡大に注力してまいりました。当社グループの成長の柱であるDX推進事業においては、AIソリューションの開発やAI活用による収益性の向上と事業を支える優秀な人材の採用などを着実に行い、事業は順調に推移しております。また、当社グループの収益の柱であるDX不動産事業においては、住宅ローン金利の上昇と建築費の高騰を背景に全体として流通量は弱い動きとなったものの、主力事業領域である首都圏では、供給制約や現金購入、賃料上昇などにより、金利上昇が価格を押し下げる効果は限定的となっており、依然として物件価格は高い水準で推移し、当社グループとしても顧客ニーズへの的確な対応、AIを活用した業務フローの改善・進化などを継続的に行うことで、業況は堅調に推移しております。このように各事業は概ね順調に推移しており、前年同期比では、DX不動産事業における新築物件の引渡タイミングの影響で売上高は減少したものの、業績予想に対し、DX推進事業の収益性向上やDX不動産事業の販売価格面が期初想定より高い水準で推移していることから、通期の利益予想に対しては、順調に推移しております。

これらの結果、当中間連結会計期間における業績は、売上高26,970,832千円（前年同期比9.0%減）、営業利益1,492,168千円（前年同期比29.2%減）、経常利益1,040,750千円（前年同期比40.5%減）、親会社株主に帰属する中間純利益696,593千円（前年同期比38.4%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（DX推進事業）

DX推進事業は、顔認証IDプラットフォーム事業（FreeiD）におけるソリューション（顔認証デバイス）導入の拡大やデジタルインテグレーション事業における顧客企業及び受注案件数の拡大、AIソリューションの開発などに注力いたしました。顔認証IDプラットフォームサービスのFreeiDは、引き続きマンション領域での導入拡大をメインの戦略とし、順調に導入が拡大した結果、当中間連結会計期間末現在で累計462棟、9,754台の導入が実現し、導入実績棟数は前年同時期の1.8倍の導入実績となっております。加えて、スマートシティにおけるソリューションとしての機能を強化すべく、顔認証決済の実証事業も積極的に行い、着実に機能の拡充を図る状況となっております。また、デジタルインテグレーション事業においては、前連結会計年度にM&Aによりグループ参画した会社が着実に収益向上に寄与する状況となっており、この収益性向上を加速するべく、グループ横断的な営業活動を行うことで各社連携した案件受注や大型案件の受注などが増えつつある状況にあります。加えて、グループ内のスキル・ノウハウ・実績を相互に活用することによる人的資本の強化、人材交流による効率的な案件対応、AIキャンパス（グループ内AIナレッジ共有会）におけるAI事例の活用、展示会へのグループ内協業での出展など、事業自体の拡大とグループ内シナジーの発揮、AIソリューションの事業活用拡大などが見られる状況となっております。

この事業の成長のため、当連結会計年度も、顔認証IDプラットフォーム事業（FreeiD）では新機能の開発や営業戦略・組織の強化、事業成長のための優秀な人材の採用、案件拡大とサービスブランディングのための積極的な広告・販促活動などを行い、デジタルインテグレーション事業でも事業成長のための優秀な人材の採用、M&Aの積極的な検討を行うなど、当社グループの成長の柱として投資を行ってまいる予定であります。そのため、当連結会計年度も投資が継続し、これにかかる費用が計上されることが想定されますが、投資実行と収益性向上による利益計上のバランスを考慮しつつ事業の加速度的成長を実現するという方針のもと事業活動を推進する予定であり、第１四半期から引き続き、黒字を維持して進捗しております。

これらの結果、売上高2,399,945千円（前年同期比38.1%増）、営業利益241,559千円（前年同期は営業損失83,959千円）となりました。

（DX不動産事業）

DX不動産事業は、顧客の購入のほとんどが借入資金によること、また、在庫購入資金のほとんどが借入資金によることから、日銀の金融政策による長期金利の推移が懸念されるものとなります。当中間連結会計期間においては、６月及び９月に日銀の金融政策の修正が行われ、今後も段階的に利上げが継続する見込みとなっており、今後の不動産マーケットへの影響に注視が必要な状況が強まっております。足許では、住宅ローン金利の上昇により取引量に弱含みが見られるものの、供給制約や賃料上昇により金利上昇が物件価格を押し下げる効果は限定的となっており、依然として物件価格は高い水準を維持し、資産形成・保険効果としての収益不動産ニーズは一定継続していることから、総じて堅調に推移しております。

このような事業環境の中、当事業のコアとなるDX不動産会員のニーズへの的確な対応とAIを活用した業務フロー改善・進化、営業担当者のスキル向上などにより販売数は堅調に推移し、これをストック収入となる手数料の増加などにつなげ、通期で見た場合には、堅調に事業拡大をしている状況にあります。今後も、当事業の成長に資するマーケットシェア拡大のため、ストックデータとなるDX不動産会員数の増加や営業担当者の生産性向上、物件調達力の強化、物件調達時の事業収支の見極めなどが重要事項となるため、これらに資する事業展開をしてまいる予定であります。なお、当中間連結会計期間末におけるDX不動産会員数及び当中間連結会計期間における商品別の提供数は下記のとおりとなっております。

・DX不動産会員数：195,171人
・新築マンションブランド「クレイシア」シリーズ等：242戸
・中古マンション：366戸
・新築コンパクトマンションブランド「ヴァースクレイシア」シリーズ等：58戸
・都市型アパートブランド「ソルナクレイシア」シリーズ：３棟

また、上記記載のストック収入のベースとなる管理戸数も継続して拡大し、下記のとおりとなっており、これによってストック収入も着実に増加しております。

・賃貸管理戸数：7,635戸
・建物管理戸数：6,380戸

これらの結果、売上高24,675,128千円（前年同期比11.8%減）、営業利益1,945,768千円（前年同期比29.4%減）となりました。

財政状態の状況を示すと、次のとおりであります。

（資産）

当中間連結会計期間末における総資産は、61,038,421千円となり、前連結会計年度末に比べ3,730,501千円増加しております。これは主にDX不動産事業において、手元資金を活用した積極的な販売在庫確保により現金及び預金2,453,812千円が減少した一方で、棚卸資産が5,732,158千円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は、45,327,039千円となり、前連結会計年度末に比べ3,376,770千円増加しております。これは主にDX不動産事業において、主に建築費の支払いにより買掛金が691,709千円減少した一方で、開発用地や販売在庫の取得にかかる資金調達により１年内返済予定の長期借入金を含む長期借入金が1,408,521千円、短期借入金が2,594,417千円それぞれ増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は、15,711,381千円となり、前連結会計年度末に比べ353,730千円増加しております。これは主に配当を実施したことにより利益剰余金が353,674千円減少した一方、親会社株主に帰属する中間純利益696,593千円を計上したことにより利益剰余金が増加したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は7,501,701千円と前連結会計年度末と比べ2,454,112千円（24.7%）の減少となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主にDX不動産事業における棚卸資産の増加があったこと等により、5,973,278千円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に無形固定資産の取得による支出があったこと等により、86,677千円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入れによる収入があったこと等により、3,605,843千円の収入となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月９日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	64,644,700	64,644,700	東京証券取引所（プライム市場）	単元株式数は100株であります。
計	64,644,700	64,644,700	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

a. ミガロホールディングス株式会社第６回新株予約権

決議年月日	2026年８月27日(注)１
付与対象者の区分及び人数(名)	ミガロホールディングス株式会社　執行役員１
新株予約権の数(個) ※	85,000(注)２
新株予約権の目的となる株式の種類　※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	85,000(注)２
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	284(注)３
新株予約権の行使時の行使期間　※	2026年10月１日～2036年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格　　284(注)５ 資本組入額　142(注)５
新株予約権の行使の条件　※	(注)４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)６

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月30日）における内容を記載しております。

(注)１　ミガロホールディングス株式会社第６回新株予約権の決議年月日です。

２　新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

３　新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4　新株予約権の行使の条件

ⅰ　新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役、執行役員もしくは従業員を退任・退職する前に、当該新株予約権者の退任・退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

ⅲ　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の100個単位で行使するものとする。

ⅳ　新株予約権者は、割当対象の執行役員との間で締結する割当契約書において定める執行役員の担当する事業領域に応じた業績基準（デジタルインテグレーション事業に係る営業利益の一定水準への到達等）を達成した場合に、各条件に応じた個数を行使することができる。上記における営業利益の判定においては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該金額で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

5　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6　組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注(２)に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、注(３)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

注(４)に準じて決定する。

vii　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
注(５)に準じて決定する。

viii　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix　新株予約権の取得条項
下記に準じて決定する。

①　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を本新株予約権１個につきその発行価額と同額で取得することができる。

(a)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(b)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
(c)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

②　当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個につきその発行価額と同額で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

③　新株予約権者が、権利行使をする前に、本新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を、本新株予約権１個につきその発行価額と同額で取得する。

b. ミガロホールディングス株式会社第７回新株予約権

決議年月日	2026年８月27日(注)１
付与対象者の区分及び人数(名)	ミガロホールディングス株式会社　執行役員２
新株予約権の数(個) ※	170,000(注)２
新株予約権の目的となる株式の種類　※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	170,000(注)２
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	284(注)３
新株予約権の行使時の行使期間　※	2026年10月１日～2036年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格　　284(注)５ 資本組入額　142(注)５
新株予約権の行使の条件　※	(注)４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)６

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月30日）における内容を記載しております。

(注)１　ミガロホールディングス株式会社第７回新株予約権の決議年月日です。

２　新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

３　新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4　新株予約権の行使の条件

ⅰ　新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役、執行役員もしくは従業員を退任・退職する前に、当該新株予約権者の退任・退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

ⅲ　新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の100個単位で行使するものとする。

ⅳ　新株予約権者は、割当対象の執行役員との間で締結する割当契約書において定める業績基準（連結営業利益40億円以上及び時価総額700億円超の達成等）を達成した場合に、各条件に応じた個数を行使することができる。

5　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6　組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注(２)に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、注(３)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする

ⅵ　新株予約権の行使の条件
注(４)に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
注(５)に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ⅸ　新株予約権の取得条項
下記に準じて決定する。

①　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を本新株予約権１個につきその発行価額と同額で取得することができる。

(a)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(b)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
(c)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

② 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個につきその発行価額と同額で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

③ 新株予約権者が、権利行使をする前に、本新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を、本新株予約権１個につきその発行価額と同額で取得する。

c．ミガロホールディングス株式会社第８回新株予約権

決議年月日	2026年８月27日(注)１
付与対象者の区分及び人数(名)	ミガロホールディングス株式会社　取締役２
新株予約権の数(個) ※	340,000(注)２
新株予約権の目的となる株式の種類　※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) ※	340,000(注)２
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	284(注)３
新株予約権の行使時の行使期間　※	2026年10月１日～2036年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格　　284(注)５ 資本組入額　142(注)５
新株予約権の行使の条件　※	(注)４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)６

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月30日）における内容を記載しております。

(注)１　ミガロホールディングス株式会社第８回新株予約権の決議年月日です。

２　新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

３　新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array}\times\frac{既発行株式数+\dfrac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4　新株予約権の行使の条件

ⅰ　新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役、執行役員もしくは従業員を退任・退職する前に、当該新株予約権者の退任・退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

ⅲ　新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の100個単位で行使するものとする。

ⅳ　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの連結会計年度の連結営業利益が70億円以上となった場合に割り当てられた本新株予約権の35%に相当する個数を、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの連結会計年度の連結営業利益が70億円以上となり、かつ、本新株予約権の権利行使期間中のいずれかの連続する3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づく時価総額が1,000億円を超えた場合にさらに65%に相当する個数を、それぞれ行使することができる。

5　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

ⅱ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6　組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注(２)に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、注(３)で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件
注(４)に準じて決定する。

ⅶ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
注(５)に準じて決定する。

ⅷ　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix　新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

①　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を本新株予約権１個につきその発行価額と同額で取得することができる。

(a)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(b)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(c)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

②　当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を本新株予約権1個につきその発行価額と同額で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

③　新株予約権者が、権利行使をする前に、本新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を、本新株予約権１個につきその発行価額と同額で取得する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年４月１日～2026年９月30日（注）	9,600	64,644,700	670	1,559,814	670	1,559,814

（注）新株予約権の行使による増加であります。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
アールジェイピー株式会社	東京都港区六本木２丁目１－１９	30,811,200	47.91
上遠野　俊一	福島県いわき市	1,775,300	2.76
瀬尾　美美	東京都中央区	1,757,000	2.73
佐藤　隆子	宮城県仙台市青葉区	833,000	1.30
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町４丁目４－１０	570,500	0.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM（東京都千代田区丸の内１丁目４－５）	548,720	0.85
野呂田　義尚	東京都渋谷区	384,800	0.60
三菱UFJeスマート証券株式会社	東京都千代田区霞が関３丁目２－５	374,400	0.58
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋２丁目４－２	350,800	0.55
村田　貴志	東京都目黒区	289,600	0.45
計	－	37,695,320	58.61

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 330,600	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 64,285,700	642,857	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 28,400	―	―
発行済株式総数	64,644,700	―	―
総株主の議決権	―	642,857	―

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式）ミガロホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目５番１号新宿アイランドタワー41階	330,600	―	330,600	0.51
計	―	330,600	―	330,600	0.51

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,968,516	7,514,704
売掛金	743,523	654,381
棚卸資産	※1 43,209,783	※1 48,941,941
その他	950,491	1,556,987
貸倒引当金	△4,055	△17,698
流動資産合計	54,868,260	58,650,316
固定資産		
有形固定資産	330,948	327,093
無形固定資産	1,104,031	1,101,734
投資その他の資産		
その他	1,143,616	1,098,213
貸倒引当金	△138,936	△138,936
投資その他の資産合計	1,004,680	959,276
固定資産合計	2,439,660	2,388,105
資産合計	57,307,920	61,038,421
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,198,199	1,506,490
短期借入金	※2 8,592,097	※2 11,186,515
１年内償還予定の社債	48,000	232,000
１年内返済予定の長期借入金	8,412,578	9,631,102
未払法人税等	549,925	381,574
賞与引当金	118,717	95,856
役員賞与引当金	85,199	-
アフターコスト引当金	229,732	238,085
その他	2,719,048	3,018,150
流動負債合計	22,953,497	26,289,775
固定負債		
社債	518,000	300,000
長期借入金	18,013,286	18,203,283
退職給付に係る負債	6,169	8,262
その他	459,315	525,719
固定負債合計	18,996,772	19,037,264
負債合計	41,950,269	45,327,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,559,144	1,559,814
資本剰余金	2,062,108	2,062,500
利益剰余金	11,523,821	11,866,739
自己株式	△48,891	△48,891
株主資本合計	15,096,183	15,440,163
新株予約権	45,614	45,792
非支配株主持分	215,853	225,425
純資産合計	15,357,651	15,711,381
負債純資産合計	57,307,920	61,038,421

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	29,650,302	26,970,832
売上原価	24,856,070	22,227,862
売上総利益	4,794,231	4,742,970
販売費及び一般管理費	※ 2,687,911	※ 3,250,801
営業利益	2,106,320	1,492,168
営業外収益		
受取利息	6,758	13,102
受取配当金	9	10
事業譲渡益	568	-
違約金収入	2,150	2,562
その他	1,842	3,505
営業外収益合計	11,328	19,181
営業外費用		
支払利息	310,384	375,765
支払手数料	52,321	71,759
その他	5,378	23,075
営業外費用合計	368,083	470,600
経常利益	1,749,564	1,040,750
特別利益		
投資有価証券売却益	-	28,703
受取和解金	-	17,000
特別利益合計	-	45,703
税金等調整前中間純利益	1,749,564	1,086,453
法人税、住民税及び事業税	519,114	345,985
法人税等調整額	95,742	24,580
法人税等合計	614,856	370,566
中間純利益	1,134,707	715,887
非支配株主に帰属する中間純利益	3,700	19,294
親会社株主に帰属する中間純利益	1,131,007	696,593

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	1,134,707	715,887
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
中間包括利益	1,134,707	715,887
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	1,131,007	696,593
非支配株主に係る中間包括利益	3,700	19,294

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,749,564	1,086,453
減価償却費	63,304	57,108
敷金償却額	4,096	4,096
長期前払費用償却額	3,210	2,396
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,906	13,643
賞与引当金の増減額（△は減少）	△25,631	△22,860
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△80,500	△85,199
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	-	2,092
アフターコスト引当金の増減額（△は減少）	16,279	8,353
受取利息	△6,758	△13,102
支払利息	310,384	375,765
支払手数料	52,321	71,759
受取和解金	-	△17,000
売上債権の増減額（△は増加）	112,828	89,599
棚卸資産の増減額（△は増加）	4,681,069	△5,745,654
投資有価証券評価損益（△は益）	2,044	7,048
投資有価証券売却損益（△は益）	-	△28,703
前渡金の増減額（△は増加）	128,037	△496,446
仕入債務の増減額（△は減少）	△168,966	△691,709
その他	△102,717	425,260
小計	6,740,475	△4,957,098
利息の受取額	6,758	13,104
利息の支払額	△314,904	△391,570
手数料の支払額	△52,321	△71,759
和解金の受取額	-	17,000
法人税等の支払額	△524,789	△582,954
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,855,218	△5,973,278
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,200	△300
定期預金の払戻による収入	4,800	-
有形固定資産の取得による支出	△2,104	△11,232
投資有価証券の売却による収入	-	33,818
無形固定資産の取得による支出	△85,328	△91,095
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △27,865	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 92,325	-
その他	24,089	△17,868
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,716	△86,677
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△623,902	2,594,417
長期借入れによる収入	4,065,000	7,125,581
長期借入金の返済による支出	△7,729,931	△5,717,060
社債の償還による支出	△34,000	△34,000
株式の発行による収入	872	1,046
配当金の支払額	△234,075	△353,674
その他	△5,106	△10,466
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,561,144	3,605,843
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,298,791	△2,454,112
現金及び現金同等物の期首残高	6,869,213	9,955,813
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 8,168,004	※1 7,501,701

【注記事項】

（表示方法の変更）

（中間連結キャッシュ・フロー計算書）

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「投資有価証券評価損益」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より、区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△100,672千円は、「投資有価証券評価損益」2,044千円、「その他」△102,717千円として組替えております。

（中間連結貸借対照表関係）

※１　棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
商品	88,953千円	118,972千円
販売用不動産	20,704,364〃	24,924,308〃
仕掛販売用不動産	22,415,631〃	23,894,912〃
仕掛品	833〃	3,748〃

※２　当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行４行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
これら契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	2,651,660〃	4,445,410〃
差引額	2,348,340千円	554,590千円

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月 1日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月 1日 至　2026年９月30日）
給料及び手当	791,671千円	934,530千円
貸倒引当金繰入額	1,906〃	△356〃
賞与引当金繰入額	34,084〃	61,223〃

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	8,194,007千円	7,514,704千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	△26,003〃	△13,003〃
現金及び現金同等物	8,168,004千円	7,501,701千円

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

株式の取得により新たに株式会社テラ・ウェブクリエイトを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式取得価額と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	55,807千円
固定資産	11,097〃
のれん	159,518〃
流動負債	114,040〃
固定負債	69,556〃
株式の取得価額	42,827千円
現金及び現金同等物	△14,961〃
差引：新規連結子会社取得のための支出	27,865千円

株式の取得により新たに株式会社ユー・システム・クリエイションを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式取得価額と取得のための収入（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	600,857千円
固定資産	183,493〃
のれん	94,884〃
流動負債	154,244〃
固定負債	248,712〃
非支配株主持分	76,278〃
株式の取得価額	400,000千円
現金及び現金同等物	△492,325〃
差引：新規連結子会社取得のための収入	92,325千円

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年６月25日 定時株主総会	普通株式	234,075	8.00	2025年３月31日	2025年６月26日	利益剰余金

（注）　2025年６月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。「１株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年11月14日 取締役会	普通株式	175,580	3.00	2025年９月30日	2025年12月２日	利益剰余金

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年６月25日 定時株主総会	普通株式	353,674	5.50	2026年３月31日	2026年６月26日	利益剰余金

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年11月９日 取締役会	普通株式	192,942	3.00	2026年９月30日	2026年12月２日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	中間連結財務諸表計上額（注）２
	DX推進事業	DX不動産事業	合計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,737,332	27,343,270	29,080,603	△66,734	29,013,868
その他の収益	-	636,433	636,433	-	636,433
外部顧客への売上高	1,670,598	27,979,704	29,650,302	-	29,650,302
セグメント間の内部売上高又は振替高	66,734	-	66,734	△66,734	-
計	1,737,332	27,979,704	29,717,036	△66,734	29,650,302
セグメント利益又は損失（△）	△83,959	2,755,122	2,671,162	△564,842	2,106,320

（注）１．調整額は以下のとおりであります。
セグメント利益又は損失（△）の調整額△564,842千円には、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用が含まれております。なお、全社収益は、主に各事業セグメントからの業務受託料等であり、全社費用は報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用等であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	中間連結財務諸表計上額（注）２
	DX推進事業	DX不動産事業	合計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,399,945	23,998,003	26,397,949	△104,241	26,293,708
その他の収益	－	677,124	677,124	－	677,124
外部顧客への売上高	2,295,704	24,675,128	26,970,832	－	26,970,832
セグメント間の内部売上高又は振替高	104,241	－	104,241	△104,241	－
計	2,399,945	24,675,128	27,075,073	△104,241	26,970,832
セグメント利益	241,559	1,945,768	2,187,327	△695,158	1,492,168

（注）１．調整額は以下のとおりであります。
セグメント利益の調整額△695,158千円には、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用が含まれております。なお、全社収益は、主に各事業セグメントからの業務受託料等であり、全社費用は報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用等であります。
２．セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

２　報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益	19円32銭	10円83銭
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	1,131,007	696,593
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	1,131,007	696,593
普通株式の期中平均株式数（株）	58,526,503	64,306,897
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	19円06銭	10円77銭
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	804,507	342,966
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

（注）2025年６月１日を効力発生日として、普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

2026年11月９日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

（イ）配当金の総額……192,942千円

（ロ）１株当たりの金額……３円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日及び支払開始日……2026年12月２日

（注）2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

２０２６年１１月９日

ミガロホールディングス株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　日置　重樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　八幡　正博

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミガロホールディングス株式会社の２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミガロホールディングス株式会社及び連結子会社の２０２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。